

ぎふ SDGs 推進パートナー認証制度

【Q&A 集】



令和8年8月6日

岐阜県 総合企画部 総合政策課 SDGs 推進室

目 次

1 制度について	1 -
Q1. なぜ認証制度を創設したのですか。.....	1 -
Q2. 登録制度と認証制度の違いは何ですか。.....	1 -
Q3. プラチナパートナーはどのような事業者を認証する制度ですか。.....	1 -
Q4. プラチナパートナーは、ゴールドパートナーより上位の制度ですか。.....	1 -
Q5. ゴールドパートナーの登録がないと、プラチナパートナーの申請はできませんか。.....	2 -
Q6. SDGsに取組み始めたばかりでも申請できますか。.....	2 -
Q7. この認証は、県が商品や事業内容そのものを保証する制度ですか。.....	2 -
Q8. 認証を取得した後も審査や報告等の義務がありますか。.....	2 -
Q9. 認証の有効期間は何年ですか。.....	2 -
2 認証要件・認証の可否について	3 -
Q10. ゴールドパートナー要件を満たすには、ゴールドパートナーに登録する必要がありますか。..	3 -
Q11. 認証要件を満たしていれば、必ず認証されますか。.....	3 -
Q12. 認証されない場合もありますか。.....	3 -
Q13. 認証された場合はどのように連絡がありますか。.....	3 -
Q14. 認証されなかった場合も連絡がありますか。.....	3 -
Q15. 認証されなかった場合、翌年度以降に再申請できますか。.....	4 -
3 申請について	5 -
Q16. 申請や更新にあたり、手数料や認証料などの費用はかかりますか。.....	5 -
Q17. 申請書類はどのように提出すればよいですか。.....	5 -
Q18. 「若者・女性に選ばれるサステナブル経営の推進に向けた取組」は、「若者向け」又は「女性向け」 のように、片方の取組だけでも申請できますか。.....	5 -
Q19. 県内に本社があり、事業所(支店・営業所・工場等)を複数有していますが、申請は事業所ごと に行うべきですか。.....	5 -
Q20. 県外に本社があり、県内に事業所(支店・営業所・工場等)がある場合、本社名で申請でき ますか。 - 5 -	- 5 -
Q21. 岐阜県内に事業所を有していませんが、岐阜県内が営業エリアに含まれている場合や、今後事 業所を設立する予定がある場合は申請できますか。.....	5 -
Q22. 岐阜県内の支社(支店等)として申請しますが、取組み内容を掲載しているホームページは本 社のものしかありません。.....	6 -
4 様式第2号(重点的な取組宣言書)について	7 -
Q23. 環境・社会・経済の3側面すべてについて記載が必要ですか。.....	7 -
Q24. KPI(指標・目標)は必ず数値で設定する必要がありますか。.....	7 -
Q25. KPI(指標・目標)は 2030 年までの目標を設定しなければなりません。.....	7 -
Q26. SDGsのゴールとの関連付けは必須ですか。.....	7 -

Q27. 「重点的な取組を自らのホームページ等で対外的に公表していること」とは、どのような方法を指しますか。.....	7 -
5 様式第3号(チェックリスト)について.....	8 -
Q28. チェックリストは全ての項目を満たす必要がありますか。.....	8 -
Q29. 中小企業と大企業で基準は異なりますか。.....	8 -
Q30. 根拠資料が必要な項目はどのように確認すればよいですか。.....	8 -
Q31. 根拠資料としてどのような書類を提出すればよいですか。.....	8 -
Q32. 就業規則は該当箇所だけ提出すればよいですか。.....	8 -
Q33. 1つの資料を複数項目の根拠資料として使用できますか。.....	9 -
6 様式第5号(チェックリスト)について.....	10 -
Q34. 様式第5号の記載例はありますか。.....	10 -
Q35. 課題(背景)には何を記載すればよいですか。.....	10 -
Q36. 現在実施していない取組を記載してもよいですか。.....	10 -
Q37. KPI(指標・目標)は必ず3つ設定する必要がありますか。.....	10 -
Q38. どのようなKPI(指標・目標)を設定すればよいですか。.....	10 -
Q39. KPI(指標・目標)は数値で設定する必要がありますか。.....	10 -
Q40. KPI(指標・目標)は 2030 年までの目標を設定しなければなりませんか。.....	11 -
Q41. SDGsのゴールとの関連付けは必須ですか。.....	11 -
Q42. KPI(指標・目標)を達成できない場合、認証は取り消されるのですか。.....	11 -
7 審査について.....	12 -
8 認証後について.....	13 -

1 制度について

Q1. なぜ認証制度を創設したのですか。

2030年のSDGs達成期限まで残り5年を切った今、SDGsを「知っている」から「実践している」へと、取組の実効性を更に高める段階に来ていると判断し、今回、新たな認証制度である「ぎふSDGs推進パートナー認証制度」(通称:プラチナパートナー)を創設しました。

Q2. 登録制度と認証制度の違いは何ですか。

登録制度は、事業者によるSDGsの取組を登録し、広く周知する制度です。

一方、認証制度は、SDGsの取組内容や若者・女性に選ばれる職場づくりに向けた取組について審査を行い、一定の基準を満たした事業者を認証する制度です。

Q3. プラチナパートナーはどのような事業者を認証する制度ですか。

環境・社会・経済の3側面においてSDGsの取組を実践していることに加え、若者・女性に選ばれる魅力的な職場づくりやサステナブル経営に取り組む事業者を認証する制度です。

Q4. プラチナパートナーは、ゴールドパートナーより上位の制度ですか。

はい。プラチナパートナーは、ぎふSDGs推進パートナー制度の最上位区分です。

ゴールドパートナーの要件を満たしたうえで、若者・女性に選ばれる職場づくり等について審査を行い認証します。



Q5. ゴールドパートナーの登録がないと、プラチナパートナーの申請はできませんか。

いいえ。ゴールドパートナーを経ずに、最初からプラチナパートナーの取得を目指して申請することが可能です。

ただし、プラチナパートナーになるためには、ゴールドパートナー要件が含まれていますので、ゴールドパートナーの要件を満たすことなくプラチナパートナーになることはできません。

Q6. SDGsに取り組み始めたばかりでも申請できますか。

認証制度では、現在の取組状況だけでなく、目標を設定し、その達成に向けて継続的に取り組んでいることを重視しています。認証要件を満たしていれば申請可能です。

Q7. この認証は、県が商品や事業内容そのものを保証する制度ですか。

認証制度は、SDGs の取組や若者・女性に選ばれる職場づくりに関する取組を評価するものであり、事業者の商品、サービス又は事業活動全般を保証するものではありません。

Q8. 認証を取得した後も審査や報告等の義務がありますか。

認証期間中は毎年1回、進捗状況を報告していただきます。また、更新時や認証内容に大きな変更がある場合には、必要に応じて審査を行います。

Q9. 認証の有効期間は何年ですか。

認証の日から起算して3年を経過する日の属する月の末日までです。

2 認証要件・認証の可否について

Q10. ゴールドパートナー要件を満たすには、ゴールドパートナーに登録する必要がありますか。

いいえ。プラチナパートナーの認証要件に、ゴールドパートナーと同じ要件が含まれているだけなので、最初からプラチナパートナーの取得を目指して申請することが可能です。

ただし、プラチナパートナーになるためには、ゴールドパートナー要件に加え、プラチナパートナー独自の要件も満たさなければ、プラチナパートナーになることはできません。

Q11. 認証要件を満たしていれば、必ず認証されますか。

認証要件を満たした申請について、審査会による内容審査を行います。認証要件への適合状況に加え、取組の具体性や実効性、継続性などを総合的に評価したうえで、認証の可否を決定します。なお、最終的な認証の可否は、審査会の審査結果を踏まえ、知事が決定します。

Q12. 認証されない場合もありますか。

あります。認証制度では、認証要件を満たしていない場合や、審査会委員による評価結果を基に、認証候補事業者を選定します。審査会委員による評価は 50 点満点で行い、認証候補事業者の選定対象となる基準点は 30 点としています。また、最終的な認証の可否は、審査会の審査結果を踏まえ、知事が決定します。

なお、認証されなかった申請事業者名は公表しませんので、ご安心ください。

Q13. 認証された場合はどのように連絡がありますか。

認証の決定後、県から申請事業者（記載のメールアドレス宛）へ通知します。また、認証事業者には認証書を交付するとともに、プラチナパートナー用のオリジナルロゴマークを使用いただけます。

Q14. 認証されなかった場合も連絡はありますか。

あります。認証しないことを決定した場合は、その旨を申請事業者へ通知します。

Q15. 認証されなかった場合、翌年度以降に再申請できますか。

再申請できます。認証されなかった場合であっても、取組内容の見直しや改善を行ったうえで、次回の募集時に改めて申請することが可能です。

3 申請について

Q16. 申請や更新にあたり、手数料や認証料などの費用はかかりますか。

無料です。なお、取組に必要な費用や電子申請等に係る通信料は申請者負担となります。

Q17. 申請書類はどのように提出すればよいですか。

デジタル化・ペーパーレス化の推進のため、原則、応募フォームからの申請をお願いします。詳細は、「ぎふSDGs推進パートナー認証制度 申請の手引き・募集要項」をご確認ください。

Q18. 「若者・女性に選ばれるサステナブル経営の推進に向けた取組」は、「若者向け」又は「女性向け」のように、片方の取組だけでも申請できますか。

申請は可能です。ただし、本制度は「若者・女性に選ばれる職場づくり」を目的としているため、自社の課題や実情を踏まえながら、若者あるいは女性の活躍に関する取組についても積極的に検討してください。

Q19. 県内に本社があり、事業所(支店・営業所・工場等)を複数有していますが、申請は事業所ごとに行うべきですか。

基本的には本社で一括して申請をお願いします。ただし、事業所ごとに重点的な取組事項等が全く異なる場合は、事業所単位での申請を妨げるものではありません。

Q20. 県外に本社があり、県内に事業所(支店・営業所・工場等)がある場合、本社名で申請できますか。

申請者は県内にある事業所の名称で行ってください。ただし、県内に複数の事業所等がある場合で、その全ての事業所等において統一的な取組が確保され、連絡体制等についても組織として十分な対応ができる場合は、本社名で申請してもかまいません。

Q21. 岐阜県内に事業所を有していませんが、岐阜県内が営業エリアに含まれている場合や、今後事業所を設立する予定がある場合は申請できますか。

申請時点で岐阜県内に事業所がない場合は申請できません。

Q22. 岐阜県内の支社(支店等)として申請しますが、取組み内容を掲載しているホームページは本社のものしかありません。

本社のホームページに当該事業所で取り組む内容が記載されていれば問題ありません。当該事業所での取組みと全社的な取組みが同一である場合は、全社的な取組みが記載されていれば結構です。ただし、その場合、実際に当該事業所で取組みを実施する必要があります。

4 様式第2号(重点的な取組宣言書)について

Q23. 環境・社会・経済の3側面すべてについて記載が必要ですか。

必要です。それぞれの分野について重点的に取り組む内容及びKPI(指標・目標)を設定してください。

Q24. KPI(指標・目標)は必ず数値で設定する必要がありますか。

可能な限り数値で設定してください。目標達成状況を客観的に確認できるKPI(指標・目標)が望まれます。

【例】 二酸化炭素排出量を20%削減、従業員の再検受診率を100%など

Q25. KPI(指標・目標)は2030年までの目標を設定しなければなりませんか。

SDGsの達成期限である2030年を見据えたKPI(指標・目標)を設定してください。

Q26. SDGsのゴールとの関連付けは必須ですか。

必須です。SDGs17のゴールのいずれかとの関連付けを行ってください。

Q27. 「重点的な取組を自らのホームページ等で対外的に公表していること」とは、どのような方法を指しますか。

自社のSDGsに関する重点的な取組やKPI(指標・目標)について、第三者が閲覧できる状態で公表していることを指します。公表方法の例としては、次のようなものが考えられます。

なお、ブログやSNS(FacebookやInstagramなど)、定期発行の社報誌の一記事などの一過性のあるものではなく、企業・団体等のSDGsの継続的な取組として恒常的に発信できる媒体を対象とします。

- ・ 自社ホームページへの掲載
- ・ 事務所の受付や掲示板での掲示 など

5 様式第3号(チェックリスト)について

Q28. チェックリストは全ての項目を満たす必要がありますか。

全ての項目を満たす必要はありません。企業区分ごとに定められた基準(Q29 へ)を満たしていることが必要です。

Q29. 中小企業と大企業で基準は異なりますか。

異なります。チェックリストの「ガバナンス」、「環境」、「社会」、「経済」4つの分野において、次の基準を満たしていることが必要です。

形 態	ガバナンス・経済・社会・環境	全 体
中小企業等	各分野で2割以上の項目数	6割以上の項目数
大企業等	各分野で3割以上の項目数	8割以上の項目数

Q30. 根拠資料が必要な項目はどのように確認すればよいですか。

別添4「様式第3号 根拠資料一覧」において、根拠資料の提出が必要な項目を示していますので、ご確認ください。

Q31. 根拠資料としてどのような書類を提出すればよいですか。

就業規則、社内規程、組織図、研修資料、会議資料、活動報告書、ホームページ掲載画面等、取組内容を確認できる資料を提出してください。なお、詳細は別添4「様式第3号 根拠資料一覧」をご確認ください。

Q32. 就業規則は該当箇所だけ提出すればよいですか。

小項目ごとに該当箇所を抜粋して提出する必要はありません。小項目の内容が包括的に確認できる場合は、就業規則等を一式ご提出いただき、該当箇所の記載ページ等を示してください。

Q33. 1つの資料を複数項目の根拠資料として使用できますか。

使用できます。複数の小項目の根拠となる資料については、同一資料を提出いただいて差し支えありません。その際、項目ごとの記載ページ等を示してください。

6 様式第5号(チェックリスト)について

Q34. 様式第5号の記載例はありますか。

別添5「様式第5号 記載例」をご確認ください。

Q35. 課題(背景)には何を記載すればよいですか。

別添5「様式第5号 記載例」を参考に、自社が抱えている採用、定着、人材育成、女性活躍等の課題や、その背景について具体的に記載してください。

Q36. 現在実施していない取組を記載してもよいですか。

記載できます。ただし、KPI(指標・目標)を設定するだけでなく、その達成に向けた具体的な取組内容をあわせて記載してください。

Q37. KPI(指標・目標)は必ず3つ設定する必要がありますか。

必要です。若者・女性に選ばれる魅力的な事業所づくりに向けた取組について、3つのKPI(指標・目標)を設定してください。

Q38. どのようなKPI(指標・目標)を設定すればよいですか。

若者・女性に選ばれる職場づくりにつながる内容であれば設定可能です。詳細は別添6「若者・女性に選ばれる職場づくりに係る KPI 一覧(例)」をご確認ください。

Q39. KPI(指標・目標)は数値で設定する必要がありますか。

必要です。例えば、「女性管理比率 20%」、「フレックスタイム制度利用率 50%」など、進捗状況を客観的に確認できる指標を設定してください。

Q40. KPI(指標・目標)は 2030 年までの目標を設定しなければなりませんか。

SDGsの達成期限である 2030 年を見据えた KPI(指標・目標)を設定してください。また、毎年の進捗状況報告を通じて達成状況を確認します。

Q41. SDGsのゴールとの関連付けは必須ですか。

必須です。記載した取組については、それぞれSDGsの 17 のゴールのいずれかと関連付けてください。

Q42. KPI(指標・目標)を達成できない場合、認証は取り消されるのですか。

いいえ。KPIが達成できないことをもって認証を取り消すことはありません。認証期間中に実施する進捗状況報告において、KPI達成に向けた改善策などを報告してください。

なお、正当な理由なく進捗状況報告を怠った場合、認証を取り消されることがありますので、注意してください。

7 審査について

Q43. 提出後に書類の修正はできますか。

提出書類に不備がある場合は、事務局(県)から補正を依頼することがあります。指定された期限までに修正書類を提出してください。原則として、事務局から補正依頼があった場合を除き、申請期限後の申請書類の修正は認められませんので、ご注意ください。

Q44. 審査はどのように行われますか。

事務局による形式審査及び審査会委員による内容審査を行います。

Q45. 面接やプレゼンテーションはありますか。

原則としてありません。提出書類に基づき審査を行います。

Q46. 審査会の内容審査は、何点以上で認証されますか。

審査会委員による評価は 50 点満点で行い、認証候補事業者の選定対象となる基準点は 30 点としています。

なお、最終的な認証の可否は、審査会の審査結果を踏まえ、知事が決定します。

Q47. 審査会の内容審査の審査項目と、各審査項目の配点を教えてください。

内容審査の審査項目については、「ぎふSDGs推進パートナー認証制度 申請の手引き・募集要項」13ページをご参照ください。

各審査項目の配点については、配点分布に関わらず、総合的にSDGsの取組を推進していただく必要があるため、非公開としています。

8 認証後について

Q48. 進捗状況報告は何を提出しますか。

「ぎふSDGs推進パートナー取組状況報告(様式第6号)」を提出してください。

Q49. 更新時に再審査がありますか。

認証内容に変更がある場合は審査を行います。なお、前回の認証内容から変更がない場合は審査を省略します。

Q50. 認証内容を変更した場合はどうなりますか。また再審査はありますか。

変更申請が必要です。変更内容に応じて様式第2号、様式第3号又は様式第5号の提出が必要となる場合があります。また、大幅な変更の場合は、審査会委員による内容審査を行う場合があります。

Q51. 認証を辞退することはできますか。

可能です。「ぎふSDGs推進パートナー辞退届(様式第8号)」を提出してください。

Q52. オリジナルロゴマークとは、どのようなものですか。

以下の県ホームページにてご参照ください。認証企業の名刺等でご活用いただけます。

【URL】 <https://logoform.jp/form/page/509706.html>

Q53. 「ぎふSDGs推進パートナー認証制度」に認証されていませんが、オリジナルロゴマークを使用することはできますか。

できません。ロゴマークは、「ぎふSDGs推進パートナー認証制度」に認証された事業者のみ使用することができます。

Q54. オリジナルロゴマークの使用ルールはありますか。

あります。以下の県ホームページに、ガイドラインを掲示していますので、ご参照ください。

【URL】 <https://logoform.jp/form/page/509706.html>